「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

<table>
<tr><td>許認可等の名称</td><td colspan="2">堺市霊園の墓地の返還</td></tr>
<tr><td>根拠条例等・条項</td><td colspan="2">堺市霊園条例（以下「条例」）第14条</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">建設局　公園緑地部　泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）</td></tr>
<tr><td>審　査　基　準</td><td colspan="2">１．堺市墓地等返還届書に使用許可証、印鑑登録証明書、その他市長が必要と認める書類を添えて届出しているか。
（同条例施行規則第9条）

２．墓碑及び囲障、土砂、その他全ての物件を撤去し、原状回復しているか。
（条例第14条第1項）

３．埋蔵している骨を改葬等しているか。

４．管理料を支払っているか。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>2ヶ月</td></tr>
<tr><td>標準処理期間を設定できない理由</td><td></td></tr>
</table>